

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 6 月 19 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒001-8612 札幌市北区北 24 条西 6 丁目

札幌市北区市民部総務企画課地域安全担当係 電話 011-757-2403

メールアドレス ki.somu.keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

第 27 回参議院議員通常選挙に係る各投票所への選挙用品等の搬入・搬出業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から選挙執行日翌々日まで（詳細は仕様書による。）

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」—中分類「運輸・通信業」—小分類「道路貨物運送業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。

(4) 直近 10 年間の間（2016 年以降）に行われた選挙等の際に同種業務を履行した実績を有していること。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL からダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kitaku/keiyaku/2025touhyoujyo-unnpn.html>

なお、上記 1 の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの毎日（札幌市の休日定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）、8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 入札書の提出期限

令和 7 年 7 月 1 日（火） 17 時 00 分（送付の場合は必着とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 2 日（水） 10 時 00 分

場所：北区役所 3 階選挙管理委員室

(5) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参による入札の場合、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 7 月 2 日 10 時開札[第 27 回参議院議員通常選挙に係る各投票所への選挙用品等の搬入・搬出業務]入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。

イ 送付による入札の場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記 1 宛に入札書の提出期限までに送付すること（提出期限必着）。

ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

エ 電報、ファクシミリ、電話、その他方法による入札は認めない。

オ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書）到達の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

【提出書類】

- ・事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- ・上記3(4)の要件を満たしていることがわかる書類（過去に履行完了した業務の委託契約書、業務完了届、仕様書の写し等）

【提出場所】

上記1に同じ。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(8) 詳細は入札説明書による。